

浅瀬石川漁業協同組合内共第15号

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、浅瀬石川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第15号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、いわな、やまめ、にじます、こい、ふな、うぐい及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に口頭で申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き第1項の承認をするものとする。

3 第1項の承認を受けた者（以下「遊漁者」という。）は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場の区域内において手釣、竿釣又は持網以外の漁具・漁法によって遊漁してはならない。ただし、持網は、こい、ふな、うぐい及びかじかに限る。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月1日から10月31日まで
やまめ、いわな、にじます	4月1日から9月30日まで
こい、ふな	1月1日から5月31日まで 8月1日から12月31日まで
うぐい	4月1日から12月31日まで
かじか	5月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 次の表に示す区域内においては、遊漁をしてはならない。

区 域
葛川堰提上流端100mから堰提下流端200mまでの間
温湯頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間
第1頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間
第2頭首工上流端100mから頭首工下流端200mまでの間
田山堰頭首工上流端50mから頭首工下流端100mまでの間
浅瀬石川ダム堰提上流端300mから堰提下流端200mまでの間
二庄内ダム提体上流端600mから提体下流端530mまでの間
青荷頭首工上流端60mから頭首工下流端50mまでの間

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
かじか	5cm
あゆ、こい、ふな、うぐい	10cm
やまめ、いわな、にじます	15cm

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、いわな、やまめ、にじます	手釣、竿釣	1日 500円
こい、ふな、うぐい、かじか	手釣、竿釣、持網	1年 3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

浅瀬石川漁業協同組合事務所（黒石市大字石名坂字石法師38番地4）

㈱丹藤釣具店（弘前市松原東2丁目1-4）

高橋商店（黒石市大川原字菴森下9-1）

西十和田ドライブイン（黒石市温湯字長漕7-4）

津軽みらい農業協同組合（平川市葛川字大川添27-5）

おおさき釣具店（青森市大字浪岡字若松117-10）

たから商店（平川市葛川字折戸21-3）

- (有) ワークボーイ (黒石市寿町48-1)
- 黒石つり具 (黒石市富士見町138-1)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁区域
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条及び第7条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	漁具・漁法	遊漁料(1年)
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	8,000円

- 2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会
- 3 第2項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。
- 4 遊漁に際しては、当該遊漁承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、遊漁に際しては、川底を撓はんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。
- 6 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子を着用するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) その他必要な事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。